

学校経営のポイント

人権教育における“死刑制度”の指導

若井 彌一

抵抗力が弱い、というよりも、抵抗する知的能力も身体的能力もほとんど育っていない低年齢の子どもたちが心ない大人たちの犯行標的とされ、犠牲になってしまう事件が続いている。

犠牲になってしまった子どもの保護者や親族の心境を考えると、なんともやりきれない。

“小1女子児童殺人事件”の広島地裁判決

先月6月20日、平成11年4月に山口県光市のアパートで母子がともに殺害された事件についての最高裁判決があり、被告人（犯行当時18歳）を無期懲役とした原審の判決を破棄して、広島高裁に差し戻した。

殺害された子どもの父親が、精力的に高裁判決の見直しを訴えかける活動を展開してきたことが、マスコミ等でも紹介されてきたところであり、最高裁がどのような判断を下すかに国民の関心が寄せられていた。

そして、つい最近の7月4日、国民の関心を集めていたペルー人男性（34歳）による小学校1年女子児童殺人事件（昨年11月）についての判決が広島地裁で行われた。

この裁判で検察側は、「一般予防・社会防衛的見地からも従来の判例をあてはめず厳罰〔死刑 筆者注〕をもって臨むべき」ことを求めていたが、地裁はこの請求を斥けた。

この判決については、すでに『産経新聞』が批判的な論説を行っている（7月5日付け「主張」）。しかし、新聞各紙の論説が、すべて判決を不当とする点に焦点づけて述べているわけではない。

わが国の刑法は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」（第199条）と規定している。人の生命を奪っても、死刑、無期

懲役、5年以上の懲役というように、刑に大きな軽重の差があるのは、同じく殺意をもって犯行に及んだとしても、その動機は多様で千差万別と想定されるからである。

したがって、この刑法の規定自体が合理性を著しく欠いているわけではなく、課題は、この規定を裁判所が判決においてどのように運用していくかである。そして、この点については、各学校の人権教育においても、慎重に指導をすることが必要である。

刑の現行制度理解と是非の思考を促す

わが国では、上述のように死刑制度を存置している。しかし、現に死刑制度を採用していない国もある。

たとえば、アムネスティ・インターナショナル日本によるAbolitionist and Retentionist Countriesの邦訳紹介によれば、あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国：86カ国、通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国：11カ国、事実上の死刑廃止国：25カ国、死刑を存置している国：74カ国である。

（2005年10月4日更新の原文邦訳紹介。
<http://homepage2.nifty.com/shihai/shiryoutabolitions&retentions.html>）

～の国々、すなわち法律上・事実上の死刑制度廃止の国々が122カ国を数え、死刑を存置している国々74カ国を上回っていることが知られる。

各学校における人権教育では、わが国の刑罰制度を理解させ、そのうえで発達段階を考慮に入れて、死刑制度をめぐる国際的な動きについても紹介し、死刑制度の今後について考えさせるように工夫を試みたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授・附属小学校長併任）

●最新刊発売中！● 上越教育大学附属小学校【著】 B5判 215頁・定価 2520円 教育開発研究所・刊
子どもに真の学力を！ 過熱する学力低下論争へ上越教育大附属小が現場から実践的提言！

『関係力～「子どもが生きる学力」への挑戦～』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）